関税法施行規則等の一部を改正する省令(案)新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

に第六条第一項第二 四条の見出し並びに 国税関係帳簿書類 関税関係帳簿書類 関税関係帳簿書類	施行規則の規 読み替えられる字句 読み	句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この	の保存)の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルム存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録	条まで 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第八 第十条 電子帳簿保存法施行規則第三条(第一項第二号を除く。)((関税関係帳簿書類の保存方法等)	関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)(第一条関係)改正案
同 上	定保存法施行規則の規	替えるものとする。表の中欄に掲げる字.	する申告納保存等の承存等・電磁	条まで (国党関系長者) 第十条 電子帳簿保存: (関税関係帳簿書類の)	関税法施行規則(昭和日本
同 上	読み替えられる字句	る字句は、それぞれ同表の下る字句は、それぞれ同表の下この場合において、次の表の	税方式が適用される貨物を業として輸入する者に認に対する準用)の規定は、法第九十四条第一項認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルム的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録(中常言集の書言書)	系長흏書質の電子計算幾出力マイクコフィルムこよ類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第七保存法施行規則第三条(第一項第二号を除く。)(書類の保存方法等)	四十一年大蔵省令第五十五号)
同 上	読み替える字句	表の下欄に掲げる字句に読みの表の上欄に掲げる規定中同	、 きょう として輸入する者についま第九十四条第一項に出力マイクロフィルムにの申請等・電磁的記録にの申請等・電磁的記録にの申請等・電磁的記録にある。	刀マイクコフィ等) 及び第四条一項第二号を除	十五号) (第一

項各号列記以外の部号並びに第五条第一項第三号	第三号、第四号、第三号、第四号、第三号、第四条第一号立びに第六項第一号ロ及び			第二項 第三条第一項、第五 第三条第三項並びに 第五条第三項並びに	号及び第三号並びに
法第六条第一項	国税 関係 帳簿	帳簿受けている国税関係	次に掲げる要件に	法第四条第一項	
る法第六条第一項三項において準用す	関税関係帳簿	る要件に 受けている関税関係 帳簿(関税法第九十 四条第一項の規定に より備付け及び保存 をしなければならな いこととされている 帳簿をいう。以下同 じ。)	ら第五号までに掲げ第一号及び第三号か	る法第四条第一項三項において準用す関税法第九十四条第	
	日上		日上	日上	
日上	上	同 上	日上	同 上	
日上	同上	同 上	日上	日上	

		第三条第二項			第三条第一項第五号	分及び第三号並びに
主要な記録項目についた。勘定科目、取引金	国税関係書類(法第三条第二号に規定す	第一号、第二 号	る記録項目 日付け又は金額に係	取引年月日、勘定科 目、取引金額その他 目、取引金額その他 の国税関係帳簿の種 において「記録項目 において「記録項目	当該国税関係帳簿	
貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏	関税関係書類(関税 関税関係書類(関税 ととされている書 こととされている書	る法第四条第二項三項において準用す第一号	年月日並びに輸入の許可の貨物の数量及び価格	貨物の品名、数量及の許可の年月日	当該関税関係帳簿	
		同			同	
		上			上	
同	同	同同	同	同	同	
上	上	上上	上	上	上	
同	同	同同	同	同	同	
上	上	上上	上	上	上	

	第三条第三項第二号	第三条第三項、第四 項、第五項各号列記 以外の部分及び第五 房並びに第六項 第三条第三項、第五 項及び第六項、第五 条第二項並びに第六 条第二項並びに第六	
取書で、その記載さる契約書又は金銭若の契約書の記載のあ	取引に関して、相手から受け取った契約がら受け取った契約が自己の作成したこが自己の作成したこれらの書類	法第四条第三項	その他の日付けては金額
金額の記載のあるこ	輸入の許可を受けた 貨物の取引に関して た仕入書、請求書、 た仕入書、請求書、 原産地証明書、契約 の作成した発注書そ の他これらに準ずる	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第三項	取引年月日その他の 日付け」 毎月日 一下取引年月日その他の 一下取引年月日その他の
	同	同同同	
	上	上	
司	同	同同同	同 同 同
	上	上上	上上上
司	同	同同	同 同 同
上	上	上上	上上上

第四条第一項第五号	第四条第一項第二号	第四条第一項	第三条第五項第五号	ロ(3) 第三条第五項第二号 第三条第五項第二項 1
当該国税関係帳簿の	国税関係帳簿の種類の日付け及び勘定科目(勘定科目が主要目(勘定科目が主要は)、取引年月日その他、取引年月日その他の日付け及び勘定科目が主要は、勘定科目を除っ種類の根類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類の種類	国 一 項	国税庁長官	取金額 国税に関する法律
三年を経過する日ま関税関係帳簿の	\mathcal{O}	関税法第九十四条第 三項において準用す 受けている関税関係	財務大臣 財務大臣 財務大臣	三条第六項 三条第六項
同 上	上	月上	同 同 上 上	第三条第五項第二号
同 日上	上	同 同 上	同 同 上	同 上
同日上上	上	日 日上	同 同 上	同 上

		第四条第二項																					
国税関係帳簿の種類国税関係帳簿の種類		法第五条第二項	る期間)	る当該期間に相当す	るとした場合におけ	者が当該納税者であ	には、当該保存義務	いう。)でない場合	に規定する納税者を	納税者(同条第五号	係帳簿に係る国税の	義務者が当該国税関	までの間(当該保存	後三年を経過する日	定する法定納期限)	税の同条第八号に規	については、当該国	に係る国税関係帳簿	申告期限のない国税	申告期限(当該法定	義)に規定する法定	法第二条第七号 (定	係る国税の国税通則
輸入の許可の年月日	る法第五条第二項三項において準用す	関税法第九十四条第																					での間
		同上																					
日上		同上																					
上		同上																					

第五条第一項第五号	及び第六条	第五条第一項第五号				第五条第一項第四号	及び第六条	第五条第一項第二号	第四条第三項第一号		及び第七条	第四条第三項第一号						第四条第三項第一号		四項	第四条第三項及び第				
- 法第八条第二項		法第七条第一項			し書	法第六条第一項ただ	等	保存場所及び納税地	国税関係帳簿書類に			法第九条	保存	国税関係帳簿書類の			全部	国税関係帳簿書類の			法第五条第三項	0)	は、勘定科目を除く	税関係帳簿にあって	な記録項目でない国
三項において準用す関税法第九十四条第	る法第七条第一項三項において準用す	関税法第九十四条第	だし書	る法第六条第一項た	三項において準用す	関税法第九十四条第		保存場所	関税関係帳簿書類に	る法第九条	三項において準用す	関税法第九十四条第	保存	関税関係帳簿書類の	以下同じ。)の全部	税関係書類をいう。	関税関係帳簿又は関	関税関係帳簿書類(る法第五条第三項	三項において準用す	関税法第九十四条第				
同		同				同		同	同			同									同				
上		上				上		上	上			上									上				
同		同				同		同	同			同		同				同			同				
上		上				上		上	上			上		上				上			上				
同		同				同		同	同			同		同				同			同				
上		上				上		上	上			上		上				上			上				

	三項	第八条第二項及び第			第八条第一項			第七条			第六条第二項			及び第二項第三号	第六条第一項第三号		第六条第一項	条第一項及び第二項	第五条第三項、第六							第五条第三項	
		法第十条ただし書			法第十条			法第六条			法第七条第二項			れか	法第四条各項のいず	書類	承認済国税関係帳簿		所轄税務署長等	所轄外税務署長			法第七条第三項			法第六条第六項	
る法第十条ただし書	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第十条	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第六条	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第七条第二項	三項において準用す	関税法第九十四条第	ずれか	る法第四条各項のい	三項において準用す	関税法第九十四条第	書類	承認済関税関係帳簿		所轄税関長	所轄外税関長	る法第七条第三項	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第六条第六項	三項において準用す	関税法第九十四条第	る法第八条第二項
					ļ			同			同				同		同		同							同	
								同上			同上				同上		同上		同上							同上	
								上同							上回回				上同	印			印			上同	
								上			上				上		上		上	同上			同上			上	
								上同			上回回				上回回		上同		上同							上同	

	Γ
	L
- 9 -	

 一 法の別 関税率表第一一○一・○○号、第一一 一 法の別 関税定率法(明治四十三年法律第五十 一 法の別 関税定率法(明治四十三年法律第五十 	物 品 品 目	「大阪省令第三十九号」(第二関税暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)(第二条 関税で定める規格)の規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年条(飼料の規格)の規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十五年及び令第四十五条第二項(児童福祉施設等の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料について準用する。 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量の換算) 「輸入数量とする。	改正案
 · 四	換 算 率	第三十九号)(第二行令(昭和三十五号)(第二行令(昭和三十五年行令(昭和三十五年(配合飼料の指定)の当該各号に規定する財務の当該各号に掲げるのり、次の表のの当該各号に掲げるのり、次の表ののり、次の表ののり、のり、ののり、のり、のり、のり、のり、のり、のり、のり、のり、のり、のり	
一 同 上	物品品	第	
関税定率法(明治四 四号)別表(以下こ 税率表」という。) 号、第一〇〇一・一 ・九一号、第一〇〇	品	定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)(第二合飼料の指定) 関税定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)第二政令第六十九号。以下「令」という。)第一条(配合飼料の指定)に規定する及び令第四十七条第二項(児童福祉施設等の指定)に規定する及び令第四十七条第二項(児童福祉施設等の指定)に規定する人数量の換算) 同 上	現
六○号に掲げる物品 (明治四十三年法律第五十 (明治四十三年法律第五十 (明治四十三年法律第五十	目	施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)(第二施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)(第二中九号。以下「令」という。)第一条(配合飼料の指の規格がの規定は、関税暫定措置法施行令(昭和三十四十七条第二項(児童福祉施設等の指定)に規定するめる規格を備える配合飼料について準用する。める規格を備える配合飼料について準用する。換算)	行
同 上 上	換 算 率	十九号)(第十六号)(第一行令(昭和三十年)に規定する。	

四 ~	=																	
(省略)		のBの(a)に掲げる物品	の二又は第二一〇六・九〇号の二の〇	九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号	、第一九〇四・二〇号の二の二、第一	関税率表第一九〇四・一〇号の二の二	掲げる物品	一九〇一・九〇号の一の口のDのa)に	〇一・二〇号の一の口のDのa又は第	関税率表第一一〇八・一一号、第一九	げる物品	関税率表第一一〇四・一九号の一に掲	号の一の口のBに掲げる物品	号の一の□のB又は第一九○一・九○	〇四・二九号の一、第一九〇一・二〇	〇三・二〇号の一若しくは五、第一一	号、第一一〇三・一九号の二、第一一	〇二・九〇号の二、第一一〇三・一一
(省略)						_ <u>:</u>				<u></u>		一 · 八						
四 ~																		
日上						同上				日上		日上						
日上						同上				同上		同上						

改正案	現
七号)(第三条関係)	七号)(第三条関係)関税法等の特例に関する法律施行規則(昭和四十六年大蔵省令第五十行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴うコンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で
(証紙の様式及び形式)	(証紙の様式及び形式)
の国祭重美に関ける重閲条句(FIR条句)関する通関条約及び国際道路運送手帳による	旨勿り国祭重美に関ける重掲条句(FIR条句)―に関する通関条約及び国際道路運送手帳による
実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政令役の1つ名だご貨幣の国際選送に関する選擇条糸(11F条糸)の	実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政令の「で行たり貨幣の国際運送に関する延長条系(ココF3系)の
証紙の兼式及び形式は、別表第一のとおのとする。 第二百五十七号。以下「令」という。)第十一条第五項に規定する	証紙の兼弌及び形弌は、別表第一のとおのとする。第二百五十七号。以下「令」という。)第十二条第五項に規定する
(保証団体となるための認可を申請する際の添付書類)	(保証団体となるための認可を申請する際の添付書類)
第二条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担	第二条 コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担
実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十 保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の	実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の
いう。) 第十条第二項に規定する財務省令で	」という。)第十一条第二項に規
める書類は、次に掲げる書類とする。	定める書類は、次に掲げる書類とする。
一〜五(省略)	一〜五 同 上
しなければならない。 「世界の一月以前に、業務の廃止の年月日及び理由を記載した書面で第三条 法第十条第七項の規定による届出は、業務を廃止しようとす(業務を廃止する際の届出)	でしなければならない。する日の一月以前に、業務の廃止の年月日及び理由を記載した書面第三条 法第十一条第七項の規定による届出は、業務を廃止しようと(業務を廃止する際の届出)

第四条 別表第2 徧 別表第1 2 (証紙の様式及び形式省略) (承認板の様式及び形式省略) 号とする。 によりコンテナーに取り付けた年月日及び当該コンテナーの製造番 第一項に規定する承認板(以下「承認板」という。)を同項の規定 $4 \sim 6$ ω 1及び2 3及び4 0 (承認板に係る帳簿に記載すべき事項等) 掀 ° 号を表示する。 (省 承認板のJ No. 欄には、 **全** 令第十八条第二項に規定する財務省令で定める事項は、 略) 証紙の様式及び形式 承認板の様式及び形式 **全** 器 **全 金** 器) 令<u>第11条第3項</u>の確認番号を表示するものとす 瑟 器 欄には、 法<u>第14条第1項</u>の承認に係る番 同条 第四条 瘟 別表第2 瘟 2 (承認板の様式及び形式省略 (証紙の様式及び形式省略) $4 \sim 6$ ယ 3及び4 0 号とする。 によりコンテナーに取り付けた年月日及び当該コンテナーの製造番 第一項に規定する承認板 1 及び2 (承認板に係る帳簿に記載すべき事項等) 妣 $^{\circ}_{\circ}$ 批 同 号を表示する。 承認板のし No. 欄には、 皿 令第十九条第二項に規定する財務省令で定める事項は、 上 証紙の様式及び形式 Πĺ 承認板の様式及び形式 \vdash II 回 \vdash \vdash 4 `第12 欄には、 (以下「承認板」という。) を同項の規定 条第3項の確認番号を表示するものとす 法第15条第1項の承認に係る番 同条

改正案		現行
省令第六十四号)(第四条関係)税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令(昭和	(昭和二十九年大蔵 税	省令第六十四号)(第四条関係)税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵
税関職員に係る関税法(昭和二十九年法律第六十一号)	亏)第百五条第	税関職員に係る関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第百五条第
三項若しくは第百二十六条、関税暫定措置法(昭和三十五	干五年法律第三	項若しくは第百二十六条、関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三
十六号)第十五条第二項、通関業法(昭和四十二年法律	四十二年法律第百二十二号	-六号)第十五条第二項、通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号
)第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等	入等関連業務の処)	第三十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処
理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二	第二十条第二項、 理	理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二十条第二項、
自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う	関税法等の特	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特
例に関する法律(昭和三十九年法律第百一号)第九条第	条第二項、コンテ 例	に関する法律(昭和三十九年法律第百一号)第九条第二項、コンテ
ナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保	保の下で行なう ナ	ーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう
貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施	に伴う関税法	貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法
等の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)	第十二条第二等	の特例に関する法律(昭和四十六年法律第六十五号)第十三条第二
項、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約	利(ATA条約 項、	、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条約
)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十	十八年法律第七)	の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第七
十号)第七条第二項、国税通則法(昭和三十七年法律第六	第六十六号)第	号) 第七条第二項、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第五十三条
七十四条の十三、輸入品に対する内国消費税の徴収等に	収等に関する法律(箆	第九項、消費稅法(昭和六十三年法律第百八号)第六十二条第五項、
昭和三十年法律第三十七号)第二十二条第三項、たばこ	たばこ事業法(昭和 た	ばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二十七条第五項、揮発
五十九年法律第六十八号)第四十二条第二項又は国際連	連合安全保障理 油	税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二十六条第五項、地方揮発
事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物	る貨物検査等に 抽	税法(昭和三十年法律第百四号)第十四条の二第五項、石油ガス税
関する特別措置法(平成二十二年法律第四十三号)第三	第三条第五項の身 法	(昭和四十年法律第百五十六号) 第二十六条第五項、石油石炭税法
分を示す証票又は証明書の書式は、次のとおりとする。		昭和五十三年法律第二十五号)第二十三条第五項、輸入品に対する
	内	国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二
	+1	十二条第二項、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第四十
		二条第二項又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏

、次のとおりとする。

法律第四十三号)第三条第五項の身分を示す証票又は証明書の書式はまえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法(平成二十二年

										_		-							h	7		<i>5</i> .	S 7-		
国税質問検査章									十四号)	年大蔵公	令(昭和	書式に関する省	を示す証票等	税関職員の身分	務省令第一号)	(平成上	財務省組織規則	第一欄	れぞれ同	ては、同表	たばこ	多 ほんしん	と見る)たばこ特別税に関する省令		
向検査章										大蔵省令第六	昭和二十九	敗する劣	証票等の	貝の身公	第一号)	(平成十三年財	組織規則		表の第四		特別税		別税に		
											76	1	<u> </u>	本則	号			第一	欄	二欄に	に係る		関する	改	
第二条第一項第														則		第六号及び第九	第三百九十三条	第二欄	掲げる	掲げる	次の表				
項第																が第九	十三条		字句に	の第二欄に掲げる規定中同表	の第一		平成十	正	
第二													十三	第七			たばこ税	第三欄	に掲げる字句に読み替えるも	一同表の	欄に掲		(平成十年大蔵省令第百二十二号)		
第二十七条第														十四条			税、	惻	えるも	の第三欄に掲げる字句は、	げる財		省令第		
	を	準		<u> </u>	第	平	関	る	源	伴	務	計	+	の第		ば	た	第	のとする。	に掲げ	務省合		育二十	案	
第二十七条第	を含む。	用す	一項にい	第十十	百三十	成 十	する	特 別	の 確	い 必	の承継	にお	=======================================	七十		ばこ特別税、	たばこ税	第四欄	る。	うる字句	一の適用		- 一 号)		
^七 条第)	る場合	おいて	九条第	十七号	年法律	法律(措置に	保に係	要な財	継等に	ける債	一般会	四条の		税、	忧、た			は、そ	たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用につい		(第 五		
同														同			同	第	れぞ	ては	た	身			
同上														同上			同上	第一欄	れぞれ同表	ては、同表	たばこ特	多 厚(2)			
																		<u> </u>	同表の	同表	たばこ特別税に	多 長存)			
																	日同	一欄第二	同表の	同表	たばこ特別税に係る次	字 [] ()		18	
上														上			上	欄	同表の	同表	たばこ特別税に係る次の表	多 厚 仓)	たぼこ特別税に関する省令	現	
上同														上同			日同	一欄第二	同表の	同表	たばこ特別税に係る次の表の第一	· 多] (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	たばこ特別税に関する省令	現	
日上同													五項	上同			日上同	一欄第二欄	同表の	同表	たばこ特別税に係る次の表の第一欄に関		たばこ特別税に関する省令	現	
日上													五項	上 同 上 第二十七			同上	一欄第二	同表の	同表	たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる		たばこ特別税に関する省令	現	
上同上同上													五項	上 同 上 第二十七条第			日上同	- 欄 第二欄 第三欄	同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるも	同表	たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省		たばこ特別税に関する省令		
日上同上同			五項) 第4	第百三	平成工	関する	る特別	源の強		務の母	計にお	五項 五項、	上 同 上 第二十七条第 第二			上同上同上同	- 欄 第二欄 第三欄	同表の	同表	たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適		たばこ特別税に関する省令		
上同上同上			五項	 	第百三十七号	平成十年法律						計における債		上 同 上 第二十七条第			上同上同上	一欄第二欄	同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるも	同	たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用につい				

号)	蔵省令第三十二	昭和五十二年大	を定める省令(する事務の範囲	官等の所掌に属	の統括国税調査	国税局課税部等									十九号)	年大蔵省令第四	規則(昭和四十
				表	第二条第一号の		第一条第一号											一号
					たばこ税の額		たばこ税											五項
		計額	別税の額の合	及びたばこ特	たばこ税の額	ばこ特別税	たばこ税、た	五項)第十九条第	第百三十七号	平成十年法律	関する法律(る特別措置に	源の確保に係	伴い必要な財	務の承継等に	計における債	五項、一般会
							同上											
					同上		同上											
					同上		日上											
					同上		同上											<u> </u>

(電磁的記録に基づく民間事業者等が行う書面の保存 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存 財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存 財務省の所管するに関する規則(平成十七年財務省令 等における情報通路の国際運送に関する規則(平成十七年財務省令 等における情報通路等の時例に関する法律施行令(昭和四十六年政 第四条 同 上に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上に基づく保存において、民間事業者等が行う書面の保存 財務省の所管するに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保 ハ コンテナー関税暫定機 第九項、第十項、第十二項及び第十四項 十二及び十三年	改正案	現
一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条	ī	
一(第三条・第四条関係) 一(第三条) 第一条) 一(第一条) 一(第一条) 一(第一条) 一(第一条) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一) 一)	ら青限通言の皮術の川月に関けら見川(区域)に戻す所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面	
(省 略) (電磁的記録に 関する法律施行令(昭和四十六年政 に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上でに基づく電磁的記録に対して、第三十二段が第十四項 2 同 上でで行なう情を対して、第二十二段が第十四項 4 同 上で、第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条、第三十二人の下で行なら機による担保 八 コンテナーに関する規模を請求して、第二条、第三十二条 条、第三十五 関税暫定 第十二項及び第十四項 4 同 上で、第三条・第四条関係) 現表第一(第三条省 略))(第六条関係)	
 一(省 略) 一及び二 同名 略) (省 略) (日本 日本 日		
一 (省 略)	(電磁的記録による保存)	記録
(省 略) (第三条 ・第二項、第七項、第十項、第十二項及び第十四項 (3 略) (1 所列で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の下で行なう実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関充の下で行なう貨物の国際運送に関する活力条が第二項 九及び十 (省 略) (1 所担項、第十項、第十項、第十二項及び第十四項 1 十二 関税暫定十三条、第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条、第三十三十五条、第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条、第三十三十五条、第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三名。 (名 略) (1 所担項、第十項、第十項、第十二項及び第十四項 1 大及び十三(名 略) (1 所担項、第十項、第十二項及び第十四項 1 大及び十三(名 略) (1 所担項、第十項、第十二項及び第十四項 1 大及び十三(名 略) (1 所担項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十	(省	同
表第一(第三条・第四条関係) 2 同 上 (省 略) 2 同 上 (名 略) 2 同 上 (名 略) 3 同 上 次に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上 2 同 上 5 ない。 3 同 上 5 ない。 3 同 上 5 ない。 4 同 上 5 ない。 4 同 上 5 ない。 4 同 上 5 ない。 5 に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 5 第二百五十十一 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第九 十一 関税暫定 7 第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項及び第十四項 7 第二百五十十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条 8 四項において準用する第九条並びに第三十三条 8 四項において準用する第九条並びに第三十三条 8 四項、第七項、第二百五十二及び十三 6 本 第三十五 8 本 第三十五 9 本 7 に 8 本 9 に 4 同 上 7 関税暫定 8 本 9 に 9 を 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に 9 に	(省	び二 同
(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条係) 関大原でにおいて、民間事業者等が、第一項 3 同 上地域が高規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上地域が高規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上地域が15 規定に基づく保存において、民間事業者等が、第一項 3 同 上地域が16 単位 4 同 上地域16 単位 4 同 4 同 上地域16 単位 4 同 4 同 上地域16 単位 4 同 4 同 4 同 4 同 4 同 4 同 4 同 4 同 4 同 4	(省	
(第三条・第四条関係) 「第三条・第四条関係)	次に掲げる規定に基づく保存において、民間事業者等が、	同
(第三条・第四条関係) 「第三条・第四条関係) 「第三条・第三十五関係) 「第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・	規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、電磁的記録に記	
(第三条・第四条関係)	た事項について必要な程度で検索できる措置を講じなければ	
(第三条・第四条関係)	11	
(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条 (第三条・第四条関係) 別表第一(第三条 (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (第三条・第四条関係) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (2) (3) (2) (3) (4) (3) (4) (3) (4) <	(省	七同
(第三条・第四条関係)	コンテナー	
(第三条・第四条関係) 関表第一(第三条・第四条関係) 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政 実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令	の国際運送に関する通関条約(TIR条約)	の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)
(第三条・第四条関係) お表第一(第三条・第四条関係関係) は、第二十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条 (第三十五条第四項において準用する第九条並びに第三十三条 (第三十五条第四項にお関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第九 十一 関税暫定措置法施行令第三十三条 第三十五条第四項にお関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第十一 関税暫定措置法施行令第二十二条第四項にお開税暫定措置法施行令の第三十二条第四項にお開税暫定措置法施行令の第三条・第四条関係 (第三条・第四条関係) (第三条・第四条・第四条・第三条・第四条・第四条・第三条・第四条・第三条・第三条・第三条・第四条・第三条・第三条・第四条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三条・第三	に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年	実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令(昭和四十六年政
(第三条・第四条関係) カー・第三条・第四条関係 でおいる では、第十項、第十項、第十二項及び第十四項 は、第二十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条 条、第三十五条第四項にお関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)第九 十一 関税暫定措置法施行令 は 1 に	百五十七号)第十	令第二百五十七号) 第十九条第二項
(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係関係等三条・第四条関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係の関係を対して、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項、第十項	(省	同
(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・第四条関係 略) 4 同 上 平二及び十三 同 上 明、第七項、第十項、第十項、第十二項及び第十四項 4 同 上 単二及び十三 同 上 第三十三条第四項において準用する第九条並びに第三十三条	一 関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)	_
(第三条・第四条関係)	第三十三条第四項において準用する第九条並び	
(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・略) 4 同 上略) 4 同 上 十二及び十三 同	項、第七項、第九項、第十項、	第七項、第九項、第十項、
(第三条・第四条関係) 別表第一(第三条・略) 4 同 上	二及び十三(省	同
(第三条・第四条関係)	(省	同
	(第三条・第四条関係)	第三条・

五	~	四	四	=	=	=	=	=		=	=	=	及	=								=	<u> </u>	~ -		
五〇		_		三九	三八	三七	三六	三五		三四	111111	11 1 1	及 び	Ξ.								\equiv	二九			
	(省略)						関税暫定措置法施行令						(省略)		関する法律施行令	伴う関税法等の特例に	TIR条約)の実施に	送に関する通関条約(で行なう貨物の国際運	送手帳による担保の下	関条約及び国際道路運	コンテナーに関する通		(省略)		去
	(省略)		第三十三条第十四項	第三十三条第十二項	第三十三条第十項	第三十三条第九項	第三十三条第七項	第三十三条第五項	る第九条	第三十三条第四項において準用す	第九条		(省略)									第十八条第二項		(省 略)		
																									1	
五〇	\sim	四一		三九	三八	三七	三六	三五		三四		11 1 1	及 び	= -								\equiv	二九	\sim -	-	
	同						同						同									同		同		
	上						上						上									上		上	沒	去
																									<u></u>	À
	同.		第三	第三	第三	第三	第三	第三	る第九条	第三	同		同.									第十		同.		
	上		第三十五条第十四項	第三十五条第十二項	第三十五条第十項	第三十五条第九項	第三十五条第七項	第三十五条第五	九条	第三十五条第四項にお	上		上									第十九条第二項		上	夫	見

四一	四三三三七	三五五	三三三		及三び一					=	二 ~ 一		別表第二
		関税暫定措置法施行令			(省略)	関する法律施行令件う関税法等の特例に	TIR条約)の実施に送に関する通関条約(で行なう貨物の国際運	送手帳による担保の下関条約及び国際道路運	コンテナーに関する通	(省略)	法	(第五条—第七条関係)
	第三十三条第十四項 第三十三条第十項 第三十三条第十項 第三十三条第十項 第三十三条第十項 第三十三条第十項 第三十三条第十項 第三十三条第十項 第三十三条第十四項 第三十三条第十四項 第三十三条第十四項 第三十三条第十四項 第三十三条第十四項 第三十三条第十四項	第三十三条第七項	第三十三条第四項において準用す	等 1. 秦	(省略)					第十八条第二項	(省 略)	規 定	
四一				I .								I	
			三二		及三 び一					\equiv	二 ~ 一		7 川表
	四月十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十		三 三 三								二 ~ 一九		別表第二(年
		同上	三四		及 ご 同 上					三同日上	二 _九 ~ 一 同 上	法	別表第二 (第五条
		同	三四		同					同	同	法	別表第二(第五条—第七条関係)

五~

略)

(省略)

五 ~

同

上

同

上